

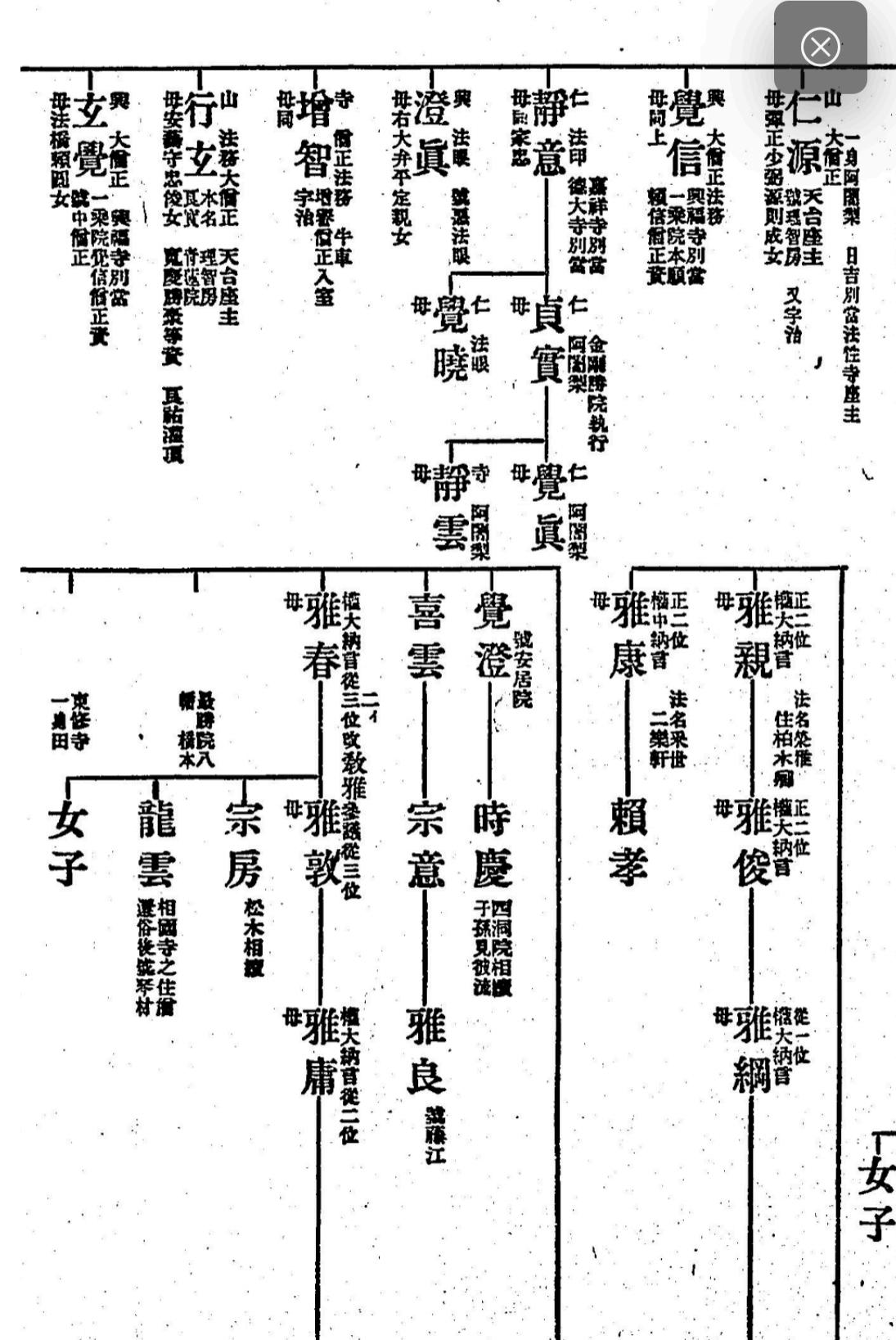


●新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集 第6巻 (故実叢書 ; 第3輯) (101項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1903-1904請求記号288.2-To388s、[国会図書館のページへ](#)) より引用→師實公流・飛鳥井→(正二位権大納言) 雅俊→(従一位権大納言) 雅綱→(権大納言従三位 改教雅) 雅春→

(最勝院八幡 橋本) 龍雲 (相國寺之住捨 還俗後裝琴材)



dl.ndl.go.jp/pid/9



C. 門跡伝

門跡伝（179項以降、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号HM91-15書誌
ID000001374695[国会図書館へ](#)

法相除一乗院御門跡南都一乗院本願法務又興福寺金剛峯寺別當寺長者顯密兼學
良圓大僧正 九条殿後法性寺閑白兼實公息母修理太夫賴輔女 興福寺別當承久
二正十四寂
實信大僧正 近衛殿普賢寺基通公息号桑心院僧正 興福寺別當
實靜少僧都 近衛殿猪熊閑白家實公息 實信弟子 興福寺別當
信昭大僧正 近衛岡屋政閑白兼經公息法務 興福寺別當 弘安九六十四寂
隆信禪師 九条殿一音院忠宗公息 尊信信昭両僧正弟子大乗院兼帶 興福寺咧
嘴
覺惠禪師 同報恩院閑白忠敦公息 信昭弟子 興福寺別當
覺昭大僧正 近衛殿深心院閑白基平公息母左少將通能女法務 延慶元五十六寂
号後清靜光院
良信大僧正 鷹司殿圓光院閑白基忠公息 号後發心院法務 興福寺別當文保三
七十二寂五十二歳 拾玉載續新千入

8:13



45 分

VoLTE 63



dl.ndl.go.jp/pid/25



後發心院

良信大僧正

圓光院關白基卿忠

覺昭大僧正資

号後清淨光院

男

8:13 🔍 ⌂ ⌂ 45 分 (63)



dl.ndl.go.jp/pid/25

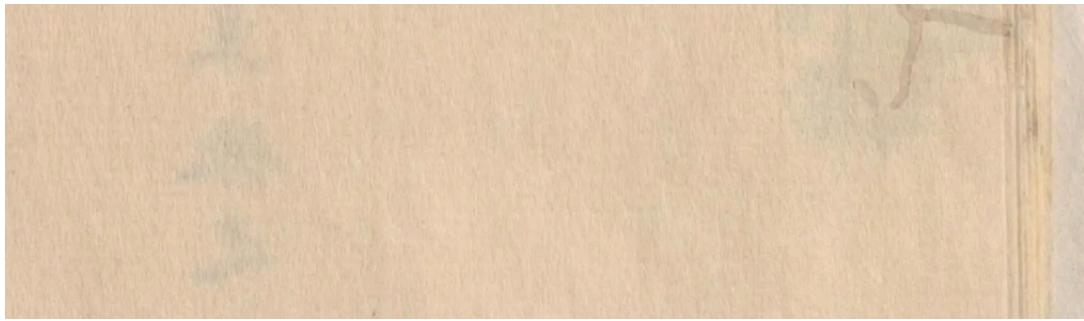


實靜少僧都

母猪熊 摄政家實公男

實信大僧正資

發心遁世



良覺大僧正 近衛殿淨妙寺閨白家基公息号松超寺僧正法務興福寺別當正慶元八
十一退寺同十四寂四十三歳

法相宗大乘院御門跡寛治元二隆禪僧都建立

隆禪權大僧都 左少將藤原政兼男兼貞孫母從三位濟政女長谷寺大安寺別當大乘
院本願初祖康和二七十四寂六十三才

信圓大僧正 法性寺閨白忠通公息母中納言源國信卿女法務 一乘院兼帶千二人
賴實權少僧都 成賴子 神受院建立

尋範大僧正 京極摂政閨白師實公息母師通公女号内山 法務 興福寺 長谷寺別當
千ニ入

實尊大僧正 松殿摂政閨白基房公息法務千ニ入

實大僧正 光明寺摂政閨白通家公息母太政大臣公經公女法務 又橋寺別當 文
永元十一廿六寂

實信大僧正 普賢寺摂政閨白基通公息 法務一乘院兼帶葛川住寺

尊信大僧正 洞院摂政閨白教實公息藥師寺又菩提山別當号室峯寺

D. 橋本左馬・橋本与六・橋本屋敷

資料（§ 5.証拠資料一覧表）に示している通り、発心院・多聞院関係史料に
「橋本左馬」「橋本与六」「橋本屋敷」が登場しているおり、永世家禄（家禄奉
還願）で発志院の唯一の士族（明治7年で発志院村で「橋本」は1人だけです。）
が橋本兵作（中級僧侶・役人十年寄）。

§ 3. 仮系図

藤原北家から橋本家までの系統を視覚化（実氏→公基→公相→実顕→良信→橋本
家）。

（仮説：雅俊→雅綱→雅春→龍雲→橋本家）。

記載内容のテキスト化: 藤原北家実氏—実顕（橋本）—良信（後発心院）—興福寺一乗院—発志院で唯一の士族橋本兵作（奈良県立情報図書館マイクロフィルム:有、フィルムID:811013157資料ID556000114請求記号1M710d所在書庫1）—芳太郎—儀信。明治期作成で、士族身分と門跡領の継承を記述。

一次史料で見る－橋本家の要点

要旨: 本サイトの系譜主張を裏付ける主要一次史料（多聞院日記、地下家伝索引、永世家禄、墓碑等）の該当抜粋をここに示します。

筆頭与力橋本久右衛門－天保期の開封注記

逐語抜粋（注目句）：

「...檢使南都奉行梶野土佐守藤原良材、掛け與力、玉井與十郎、中條良藏、**橋本喜久右衛門**（「筆頭」は下記の「鎌宝蔵院槍術」）、掛け同心、大井市右衛門、松田十郎兵衛...」

（天保四年癸巳十月十八日 開封等の注記）



⇒ **解説:** 天保期の開封記に **橋本喜久右衛門** の名が登場。家格・文書管理に関する情報源として重要。

天保四年 開封注記原本

多聞院日記（一次）－天正10年（1582）

出典：多聞院日記 第5巻（該当箇所）

逐語転記（抜粋）：

「…折紙副之、百疋弥次郎殿、卅疋壽全、廿疋兵部、廿疋源吉、廿疋弥四郎、五十疋中村殿、廿疋橋本弥六殿、以上…」（天正十年）

17:10



50:49



dl.ndl.go.jp/pid/29



蓮成院記録三

途、珍重とこ、

一同廿八日早朝ヨリ群山へ礼ニ罷下畢(郡)折紙参十石并三荷・三種サコサウメン百甘把サウメン

本把

順慶、二百疋松縫、百疋中

伊、百疋森猪、五十疋主水、五十疋岡崎、五十疋豊
修、

貳荷・三種

サコサウメン

大方殿、卅疋福但、二荷・三種

貳荷・三種サウメンサコサウメン

松權、折紙副之、百疋弥次郎殿、卅疋壽

全、廿疋兵部、廿疋源吉、廿疋弥四郎、五十疋中村

殿、廿疋橋本弥六殿、

⇒解説：該当年の納所／供米割当一覧に「橋本弥六」が明記。在地の納所担当（発志院／多聞院関係）で実名が一次史料に出る決定的証拠。

多聞院日記（一次）－天正18年（あるいは該当記載年）

逐語転記（抜粋）：

「…一神人孫左衛門死了、六十六才也…橋本左馬と云祢宜も先段若者也、不思議の病煩て死了…」



取之通、迷惑之由申分處、大旨於爰元可渡之通、一段安堵也、

一神人孫左衛門死了、六十六才ト、近年大納言殿叶御意、御神供以下職満足了、ミテレハカクル習也、圍碁ノ上、ウタイ藝能スクレテ一段称宜ニハ惜キ仁廿橋本ノ左馬ト云称宜モ先段若キ者也、不思議ノ病煩テ死了、是ハ神道ヲ究タル仁也、是又神人ニハ惜キ事也云々、藝能才覺モ福有モ不入事也、生者必滅、勿論々々、

一大門御祈禱ニ信讀執行ノ事木阿申來、尤可然之通申了、可相催之也、

一深圓、山田ヨリ被歸了、

○甚六飯一重汁イリシエン菜マソ・酒以下持來煩之至也、惣珠院幸被來間覗了、長善、中院ニコモル、

十二日、明日米一斗五升白ニツカセ了、源三郎雇了、

十三日、慈父正忌靈供備之、次五月別广仁王經修

(鷹力)

天正十八年五月

之南井坊・青龍院・蓮成院常如院尊識々々以上次北法印申入了、

一大政所御歸付、從一庵法印御歸執手進物ノ事、金銀絹布ハ御完備之間、若君ヘ爲御進上二尺三尺ニ車ヲ作、堀川御所夜討ノ處、馬人形屋作以下、金物・ホリ物・作花盡美、ナラ中ノ細工ヲ寄テ於金藏院仕立了、一見消肝了、結構事盡、抑不入造作、無用ノ費也、

十四日、常光院跡納所西秋本從大納言殿金藏院ヘト被仰出了、西座納所ヲ持事不叶寺法也、雖然是悲ナラハ御意次第也、一往申理可有治定トテ不一途云々、誠納所西座ノ衆持事不及聞敷加徵ハ中院ノ納所也、慈心院形部卿先年被持了、是ハ寺門ノ合點ノ納所ニテ無之、一乘院召仰ノ納所也、相替事也、不持之沈據、納所定ノ可持之交名ニ、西座全不載之事分明也、尤ノ事也、郡山次第也、

十五日、於新藥師寺法花三千部在之施主ハ石見

⇒解説：橋本の人物が祢宜（ねぎ：神職）として明記される。発志院／発心院（＝ハシノ院）文脈での神職記録は、橋本家が寺社・院家に制度的に属することを示す一次証拠。

地下家伝索引（抜粋）

要点：多聞院日記の索引は 発心院 = 発志院 = 発心 = ハシノ院 = ハシノキンの語群を同一視しており、同索引内に「発心院善堯房」「発心院孫右衛門」「橋本」「橋本彌六」などが並列で出現します。これは語彙同定（発心院=ハシノ院）を裏付ける重要な根拠です。

出典リンク（国会デジタルコレクション有り）：[多聞院日記 索引（NDL）](#)

簡易タイムライン

他史料との整合性を示す表

家系図要素 整合史料一致点

年代	人物（通称）	職掌・注記	主要出典
中世（12–15世紀）	？？調査中	發心院関係者	大乘院文書・大乘院寺社雜事記
天正10年（1582）	橋本 弥六	納所割当に名列（発心院関係者）	多聞院日記（第5巻）
天正18年頃	橋本 左馬	祢宜（神人）として死亡記事	多聞院日記（第4巻）
江戸期（天保～嘉永）	橋本 喜久右衛門	公事方・開封関与（家禄関係の注記）	永世家禄（天保期）・国史論纂
幕末～明治	橋本喜兵衛政方 や政方の養子藤一（姓藤原本氏二階堂、中條肥次長男）や橋本 兵作	與力・養子・士族（兵作は若死の報告あり）	類聚伝記・家譜・永世家禄・戸籍（断片）

§4. 横田荘（発志院領）と橋本兵作家系の系譜的考察

奈良盆地の横田荘（旧・橋院荘）は、平安・鎌倉期に発志院という院家の所領として成立し、中世を通じて興福寺大乗院の門跡領の一部として管理されました。13世紀初頭に大乗院の検注（現地調査・台帳化）が行われ、取帳・土帳・名寄帳・目録といった荘園管理資料が整備されました。

横田荘（発志院）と院家／大乗院領の成立

横田荘は発志院が支配する院家領として成立し、同地の寺務・課役を巡る争いを背景に、次第に大乗院の領域へ移行しました。特に鎌倉期以降、大乗院は横田荘の管理を体系的に整え、荘内の土地と課役を名寄制という仕組みで均等に編成しました。この制度化は荘園支配の基盤を確立し、名主・職事・給田といった管理階層の登場につながりました。

橋本氏の登場と役務の位置づけ

横田荘の検注資料によって、荘内の土地と関係者の関係が明らかになると同時に、管理職としての名主・職事などの区分が提示されました。在地の有力者は、荘園領主（大乗院）の補任を受け、名主・沙汰人・坊官・祢宜等の役務を世襲することが一般的となりました。

この制度的背景の下で、『多聞院日記』等の史料には「橋本」の名が複数の場面で登場します。橋本は単なる在地農民ではなく、祭祀や納所・年貢受領・寺社行事に関与する職務者として描かれており、これらの記録は大乗院側の補任を受けた「院家系の役務者」である可能性を示唆します。

「橋本兵作」家系の成立と継承

江戸時代に入ると、発志院の関連文書の中で「士族」「永世家禄」としての身分が記録される人物が確認されます。このような身分は、江戸期の制度において寺社領関連の役務を世襲する家系に与えられるものであり、一般の百姓や名主だけでは説明できません。こうした制度的な位置づけは、**在地に根を張る大乗院側の補任家系が固定化し、江戸の「士族」身分へつながったことを示すものと理解できます。**

とりわけ橋本兵作の家系は、江戸期に発志院の関連領域で「士族」として永世家禄（一乗院領の総収入の1%）を得ていた唯一の家（明治7年で発志院村で「橋本」は1人だけです）であり、これは単なる在地の名主ではなく、**中世以来、院家・大乗院側の職務を継承し続けた家系**であった可能性を強く示しています。この観点からみると、橋本家は「大乗院の被補任家系（院家系）」として、現地支配と寺務の両方に關与した役割を担っていたと推定されます。

系譜的な仮説（中世 → 江戸）

- 13世紀初頭：大乗院が横田荘の取帳・名寄・目録などを整備する。

- 14世紀前後：大乗院側の補任体制が成立し、在地有力者が寺務・管理役を世襲する仕組みが強まる。
- 15～16世紀：橋本姓の家が、祢宜・納所・祭祀等の記録で頻出し、院側の職務を担う役割者として現れる。
- 江戸時代：発志院関連文書で「士族・永世家禄」として橋本家が認定される。これは院勢力の直系・準官僚的身分家系としての固定化を意味する。
- 明治期：橋本兵作はこの流れの末裔として存在し、近世から近代への制度的連続性を体現する人物と考えられる。

したがって、「横田荘＝発志院」の管理体制を理解することは、橋本兵作家系の成立・変遷を理解する鍵となります。単なる地元の庄屋ではなく、中世寺院領管理の枠組みの中で制度的に位置づけられた家系であったことが、歴史的文脈としてもっとも整合的です。

また、講座日本荘園7近畿地方編で「大乗院→円実→尊信（九条教実息）→尊信→慈信（一条実経息）」へと移り変わる中の出来事として嘉元四年検注の解説があります。

注：上記の要約は『講座 日本荘園史 7（近畿地方の荘園 II）（276項から、国会図書館デジタルコレクション有り、出版者吉川弘文館請求記号 GB245-E5、[国会図書館へのリンク](#)』の横田荘関連記述を基に、橋本兵作の家系に焦点を当てたものです。

§ 5. 証拠資料（101点、国会図書館の職員が全ての資料の現物を確認しています）

1

永世家禄（明治七年二月家禄奉還願）所収の橋本兵作願書。旧郡山県下発志院村士族として拾四石の永世家禄奉還を願い、農業・商業への転身を理由に挙げる。副戸長池山邦慶・栗田義平の印を含む明治期士族経済史料。一乗院領総収入約1492石の約1%に相当し、松山藩上士20石7斗・豊岡藩老臣級の事例から上位士族を示唆。

注意

①現物は私が直接奈良県立情報図書館に行きマイクロフィルムの画像を見てコピーを取った画像が下記です。

②松山藩の事例で、上士で20石7斗程度、一乗院領は約1492石（[江戸時代の一乗院領の石高のページへ](#)）、

③右のホームページの松山藩の事例は必ず見る事→[秩禄処分と士族反抗へのリンク](#)

④豊岡藩の事例を一乗院領に当てはめると「一乗院の上位（一乗院領の総収入の1%）」らしい（chatgptより）、豊岡藩の事例のリンクは→[豊岡藩の事例のページへ](#)

奈良県立情報図書館フィルム（奈良県立情報図書館の職員がそのデジタルフィルムの現物を確認済み、フィルムID:811013157資料ID556000114請求記号1M710d所在書庫1、[奈良県立情報図書館へのリンク](#)）より引用→明治七年二月ヨリ八年七月ニ至ル 旧郡山県之部 家禄奉還願
旧郡山県之部 家禄奉還願
奈良縣權令藤井十尋殿
永世家禄奉還之儀ニ付願書

私、橋本兵作、旧郡山県下に居住する士族にて、永世家禄之事、拾四石ニ付（一乗院領の総収入の約1）、般之布令ニ依リ奉還申立候。右家禄ハ先祖ヨリ賜ヒ候而、之ヲ維持シ來リ候處、官職間ノ變動及并（ならびに）我が業資ヲ以テ今後扶持相立可然之旨下賜ノ段奉思頼候間、仍テ此度奉還ノ儀申願候。

第一大区拾九區

添下郡屋敷及士族相当之事亦併記候。

仍而（よつて）以上相違無之旨御取計可下賜被仰渡候様乞申上候。

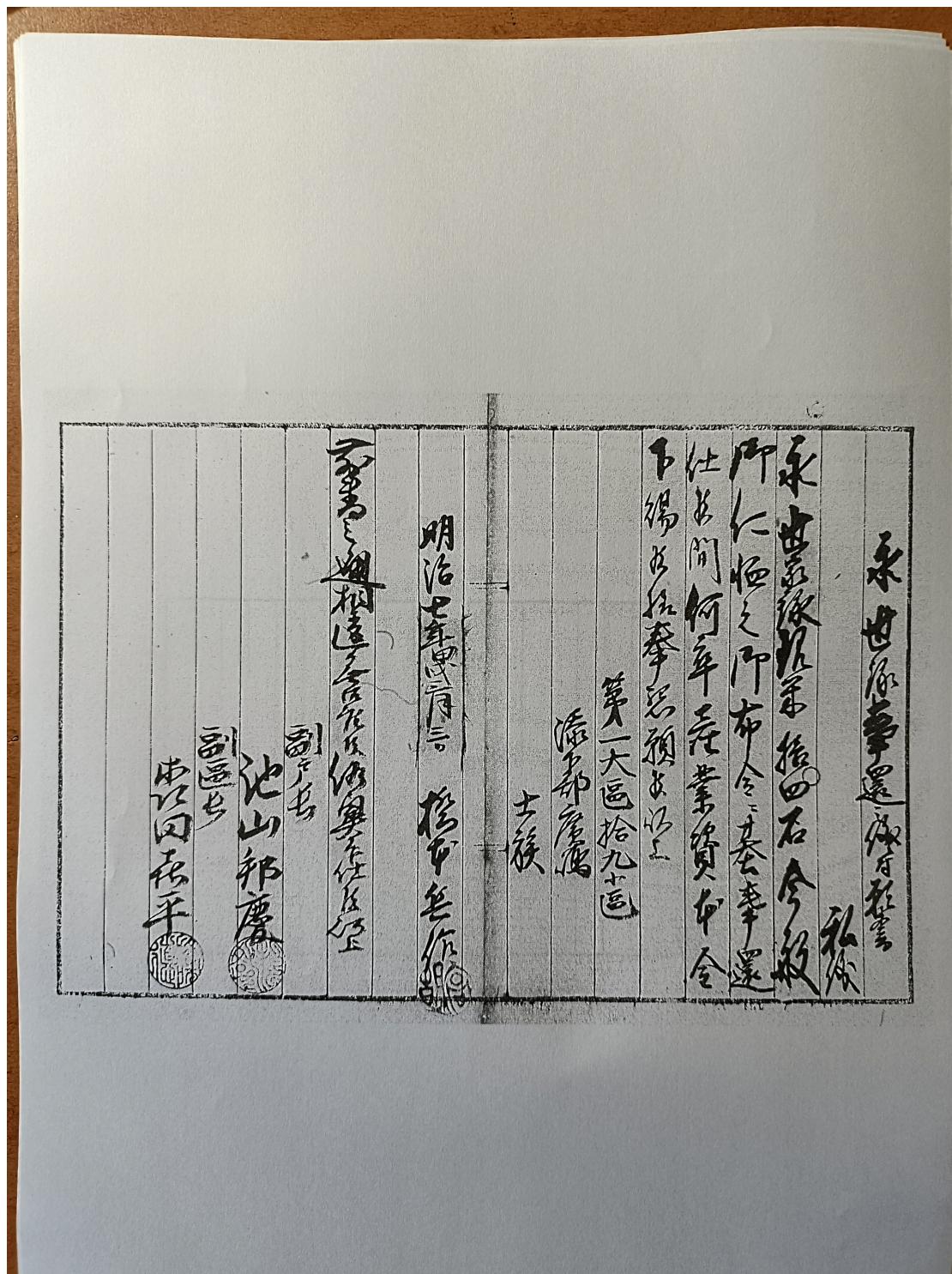
明治七年三月三十日

橋本 兵作 実印

（從而）通相違無之二付、參着之上、仍テ届出已上

副戸長 池山邦慶 印

副戸長（副巴長） 栗田義平 印



2原戸籍謄本

原戸籍謄本（土族橋本兵作）

明治期家系連続。

林良縣添上郡發起院村合會				54 02 261	127 0956
奈良縣添上郡治道村太支發生院拾番屋敷				前戸主	上父橋本兵作
明治九年十月立日相続				母	主
大正拾參年參月貳日午前八時本籍於亡死亡同居者橋本義徳届出同月四日受附	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	母	上父橋本兵作
文政十一年八月二十九日	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	母	上父橋本兵作
月八日死之					
慶應二年九月十五日	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	大正拾叁年冬月拾參日橋本義徳家督相續届出アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス	母	上父橋本兵作
明治廿六年八月					

[PDFをダウンロード](#)

明治九年十月五日橋本兵作から橋本芳太郎が相続。

橋本芳太郎が戸主の原戸籍謄本（前戸主は橋本兵作で住所は奈良県添上郡発志院村拾番屋敷、その橋本兵作の父の名前も同じ橋本兵作）、橋本兵作の次男の梅太郎（明治九年二月六日生まれ）は発志院三百九拾参番地に分家。

橋本芳太郎（明治元年十月二十八日生まれ）の長男が義信（明治二十八年一月十五日生まれ）で越智惣太郎長女越智ノブエ（明治31年生まれ母はアサエ）が大正3年に橋本儀信の嫁になり、芳太郎の妻ヤエ（明治六年八月十日生）は明治二十四年二月十九日奈良県式下群三宅村大字屏風馬場儀平二女であり芳太郎と入籍と記載あり、そして橋本兵作の戸籍には文政11年大和国平郡群馬司村堀（垣）部喜平伯母（文化11年11月3日生まれ）入籍と記載があり、嘉永元年11月16日生まれ慶応2年大和国添上郡横田村森川勘十郎妹が橋本兵作の戸籍に入籍しており、橋本兵作の長女は明治23年に大和国添上郡治道村大字横田森川常吉の嫁となり、橋本兵作の次女コギクは明治24年に奈良県式下郡三宅村の馬場儀兵の長男義則の妻となっており、橋本兵作の次女は明治24年に奈良県式下郡三宅村の馬場儀兵の長男義則の妻となっており、橋本兵作の次男の橋本梅太郎は添上郡治道村大字発志院193番地に分家しており明治参拾壹年拾月貳拾壹日奈良県磯城郡三宅村大字屏風番地馬場義則妹（トミエ明治拾参年八月生まれ）婚姻届同日受済入籍。

3尊卑分脈

尊卑分脈

注意：括弧書きは付記事項

実顕に関する資料

良信に関する資料

龍雲に関する資料

●実顕（橋本）記載。

尊卑分脈：索引（137項、国会図書館デジタルコレクション有り、書誌
ID000000589254請求記号192-55）[国会図書館へ](#)



dl.ndl.go.jp/pid/99



守助
仁法務大僧正
東寺一長者
母別當基氏女
春宮樞亮
參木正三位
母仁三五五入
二十一
永仁三五五入

道耀
仁法務大僧正牛車
東寺一長者
跨寶院
母道勝僧正資
嘉元二十二入滅

弘長五正五依元日節
會不參解却見任
十七道任
○同

實俊
母別當基氏女
天台座主第九十九
山大僧正
嘉元二十一出家空玄

實顯
母定家卿女中納言典侍
號冷泉又號橘本
文永八十一、出
同九年十二一堯
卷木左中將正四下
三

女子
母季經
左從四中將下
母家樞右二
遊義門院一條
太宰帥世夏現

母八左彈塗

母

貞
澄

中兵位
納督中將

止用
將大方
從鶴



23/56

●良信フーノ五三、七〇、二ノ二三、七五、四ノ八

尊卑分脈：索引（11項、国会図書館請求記号288.2-To388s）[国会図書館へ](#)



藤原北家○麿司



後烟川院后嘉祥二七二女御
中宮 同月廿九中宮

女子 長子

母修理大夫季信女
安貞三四甘院號 麿司院
文永十二二十一崩五十八

良信

寺 法務大僧正 三井寺長吏
母同冬平公

大僧正 奧禪別當

一乘院 覚昭僧正資

從三

道珍

寺 法印權大僧都
南淵院靜称資
又道瑜僧正資如意寺

大納言經輔母

成恩寺關白室

從三

女子

母同
大納言經輔母

山 法印權大僧都

圓守僧正入室

尊基

母同聖忠

法印權大僧都

慈基資

慈兼

母同聖忠

法印權大僧都

聖兼入室

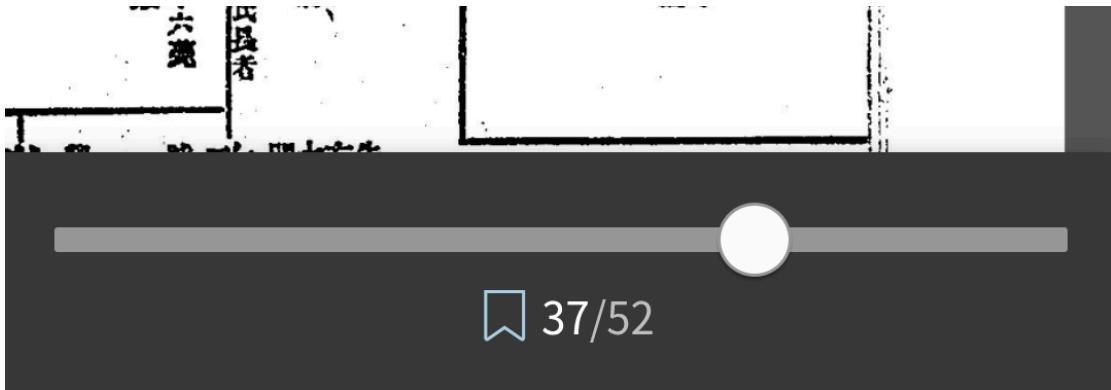
母同聖忠

與舍兄尊基同日入滅

牛車兵仗
隨身
左大臣左大將
从一

房平

文明四十一
號後昭光院殿



37/52

- 橋本 フ六ノ一一實俊、四二實顯（新編纂図本朝尊卑分脈系譜類要集 第6巻（故実叢書；第3輯）、42項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版者吉川弘文館書誌請求記号288.2-To388s）[国会図書館へ](#)